

第 2 4 号議案

中野区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

土地の使用料及び公園の占用料の額並びに臨時的占用に係る利用料金の限度額を改定する必要がある。

中野区立公園条例の一部を改正する条例

中野区立公園条例（昭和33年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の表中「1, 100円」を「1, 375円」に、「733円」を「916円」に改める。

別表第2電柱の項中「1, 583円」を「1, 856円」に改め、同表標識の項中「938円」を「1, 100円」に改め、同表水道管、下水道管、ガスパの項中「140円」を「165円」に、「351円」を「412円」に、「703円」を「825円」に改め、同表電線の項中「117円」を「137円」に、「140円」を「165円」に、「351円」を「412円」に、「703円」を「825円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔、マンホール類の項中「1, 173円」を「1, 375円」に改め、同表郵便差出箱又は信書便差出箱の項中「469円」を「550円」に改め、同表公衆電話所の項中「1, 173円」を「1, 375円」に改め、同表地下の占用物件の項中「865円」を「1, 038円」に、「351円」を「412円」に改め、同表高架の占用物件の項中「586円」を「687円」に改め、同表天体気象又は土地の観測施設の項中「987円」を「1, 184円」に改め、同表写真撮影の項中「9, 360円」を「10, 800円」に、「1, 675円」を「1, 912円」に改め、同表ロケーションのための臨時的な占用の項中「14, 625円」を「16, 875円」に改め、同表その他の占用の項中「39円」を「45円」に改める。

別表第4写真撮影の項中「1, 675円」を「1, 912円」に改め、同表ロケーションのための臨時的な占用の項中「14, 625円」を「16, 875円」に改め、同表催しの項中「39円」を「4

5円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日までに公園施設の設置の許可を受けている者のうち、当該公園施設の設置の期間が1年以内のものに係る土地の使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに公園の占用の許可を受けている者のうち、当該公園の占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに写真撮影のための臨時的な占用、ロケーション（映画、テレビジョン及びビデオの撮影をする場合に限る。）のための臨時的な占用及び催しのための臨時的な占用の許可を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。